

## 新BIS規制案：Q & A

問1 新規制の基本的枠組み如何。

現行規制

新規制

### 第1の柱：最低自己資本比率規制

自己資本		自己資本（現行のまま）
信用リスク + 市場リスク	8%	信用リスク + 市場リスク + オペレーションリスク
		8%

現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では、銀行が

- 「標準的手法」（現行規制を一部修正した方式）
  - 「内部格付手法」（行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式）
- のうちから自らに適する手法を選択

事務事故や不正行為で損失が生じるリスク。粗利を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法とのうちから、銀行が自らに適する手法を選択。

オペリスクが追加される一方、信用リスクを中小企業・個人向けを中心に軽減するので全体の負担は概ね現行並

### 第2の柱：監督上の検証

銀行自身が経営上必要な自己資本額を検討  
先を読んで資本戦略を策定 妥当性を当局が検証

### 第3の柱：市場規律

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

問2 なぜ見直しが必要なのか。

1988年(昭和63年)に現行のB I S規制ができて既に15年以上を経ており、以下のように現状にそぐわない面が出てきたためである。

- (1) 銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、金融システムの安定を確保するためには、規制で最低自己資本比率を課すだけでなく、銀行自身の内部管理や、市場規律に重点を置いていく必要が高くなったこと。
- (2) 銀行の業務内容やリスク管理の手法が多様化する中で、すべての銀行に同じリスク計測手法の採用を求め続けるならば、却ってリスク管理の向上の妨げとなりかねないことから、多様な選択肢を提供する必要が高くなったこと。
- (3) 現行規制では、リスクの把握が大雑把であるため、取引に歪みが生じる例もでてきた。また、オペレーショナル・リスクのように、現行規制では十分把握できないリスクの重要性も増してきた。このため、リスク計測を精緻化する必要が高くなってきたこと。

問3 第3次市中協議案から、どのような点に変更されたのか。

1. 業界からのコメントを踏まえ、内部格付手法に関し、業界の実務に合わせたリスクアセットの見直し 等が図られた。  
期待損失額(EL)と非期待損失額(UL)の取扱いの見直し及び証券化の取扱いの簡素化等。
2. なお、信用リスク計測の標準的手法については、特段変更はない。

問4 邦銀への影響についてどうみているか。

1. 新B I S規制案は、銀行の内部管理の仕組みを生かしてリスクをより正確に反映するものとなっており、邦銀のリスク管理の向上、経営の合理化にも資するものと考えられる。

2. 今回の見直しの個別の銀行に対する影響度合いは、それぞれの銀行の状況により異なってくるものと考えられるが、平均的な自己資本の負担水準については、現行規制と比べ、世界的に見て重くも軽くもしない枠組みとなっている。

問5 日本の金融当局としては、これまでどのような主張を行ってきたのか。

主な点を例として挙げれば以下の通り。

我が国の金融機関の内部管理手法の実態等を考慮し、一律の規制を見直し、多様なリスク管理手法をできるだけ活用できるものとする

こと。  
小口貸付のリスク分散効果など、個人向け融資、中小企業融資の特性を考慮した取扱いを盛り込むこと。

平均的な所要自己資本の水準を現行規制よりも重くするような見直しとしないこと。

(注) その他、次のような点も主張してきた。

- (1) 標準的手法において、格付会社の利用を義務付けないこと。また、国の格付については、格付会社によるものだけでなく、OECDの基準に沿って輸出信用機関(わが国の場合は国際協力銀行や貿易保険)などが公表している格付も利用できることとすること
- (2) 内部格付手法におけるリスク・ウェイトの幅を縮小することにより、景気変動に伴う自己資本比率の変動をできるだけ抑制すること
- (3) 内部格付手法において不動産担保によるリスク削減効果を盛り込むこと
- (4) 引当金と所要自己資本の関係について適切な整理を行うこと
- (5) 邦銀の事務の正確性が十分に反映されるようなオペレーショナル・リスク計測手法を選択肢の一つとして盛り込むこと

問6 見直しによって中小企業等への貸し渋りが生じることはないか。

1. 見直し後のBIS規制の平均的な自己資本の負担水準は、現行規制と比較して、世界的に見て重くも軽くもしない枠組みとなっている。

2. また、個人・中小企業向け与信については、下記のように小口分散効果に配慮した取扱いも盛り込まれている。

標準的手法については、与信額 1 億円未満の個人・中小企業向け与信について、現行のリスク・ウェイトから 25%引き下げ、75%のリスク・ウェイトとし、また、住宅ローンについてはリスク・ウェイトを現行規制よりも3割削減し、35%とすることとされている。

内部格付手法では、個人、中小企業向け与信については、同様の与信特性でも大企業向け与信と比べ所要自己資本が軽減されるような算式が示されている。

3. 以上のようなことから、今回の見直しが中小企業等への貸し渋りの原因となるとは考えていない。

問7 今回の見直しは国内基準行にもそのまま適用するのか。

今般発表された新BIS規制案は、国際統一基準行に対して適用されるものであるが、その国内実施については同案を踏まえて検討していくこととしたい。

(注1) 我が国の自己資本比率規制は、国際的に活動している金融機関(現在18行)を対象とした国際統一基準と、その他の金融機関(地銀の多く、第二地銀、信金、信組)を対象とした国内基準からなっている。

(注2) 国内基準行に対する現行の自己資本比率規制において、リスク・アセットの額については、1988年のいわゆるバーゼル合意の内容に従って算出されている。

問8 銀行勘定の金利リスクに関する所謂アウトライアー銀行に該当した場合には、それに見合う自己資本を賦課されるのか。

1. 今回の新BIS規制案では、銀行勘定の金利リスクについて、自己資本比率の分母(リスク・アセット)の計算には算入せず、第2の柱においてモニタリングすることとなっている。
2. したがって、銀行勘定の金利リスクについてアウトライアー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

第2の柱においては、標準化された金利ショックないしこれと同等のショックに伴って発生する金利リスク量がTier1とTier2の合計額の20%を超えるような銀行(アウトライアー銀行)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払うこととされている。

問9 新BIS規制案では、銀行の株式保有リスクについてはどのように扱われているのか。

1. 標準的手法においては、銀行の保有株式のリスク・ウェイトは、原則として現行規制同様、100%とされている。
2. また、内部格付手法においては、以下のように定められている。

信用リスクの把握に重点をおいた方式と価格変動リスクを中心に把握する方式からの選択を認める。

既保有株式については、新BIS規制案公表から10年間(2014年まで)標準的手法の適用(リスクウェイト100%)を認める。

我が国金融機関の実務負担を考慮し、本年9月30日までに保有した株式について、既保有株式に含めることができることとしたい。

問10 新BIS規制案では、政府向け与信についても国別の格付に応じリスク・ウェイトが決められるとのことだが、標準的手法において、日本国債及び我が国地方債のリスク・ウェイトはどのようになるのか。

1. 新BIS規制案においては、国債の信用リスクの評価にあたって、格付に応じたリスク・ウェイトを適用することとされている。ただし、自国通貨建て国債については、各国の裁量で0%のリスク・ウェイトを適用できることとされている。また、中央政府以外の公共部門向け債権(自国通貨建て)についても、各国の裁量で国債と同じ取扱いが一定の条件の下で認められている。
2. 日本の国内規制上、こうした裁量をどう行使するかについては、今後検討を進めることとなるが、日本国債及び我が国地方債に債務不履行のリスクがあるとは考えられず、0%のリスク・ウェイトを適用することになるものと見込まれる。

(参考) 日本国債の格付(円建て、長期、平成16年3月末現在)

Fitch	AA-
JCR	AAA
Moody's	A2
R & I	AAA
S&P	AA-

(OECD輸出信用格付 0(最上位))

問11 新BIS規制案における今後の予定如何。

1. 新BIS規制案における今後の予定は、以下のとおり。

2005年末 内部格付手法等の予備計算開始

2006年末(以降)新BIS規制案の適用開始  
(先進的な手法は2007年末)

2 . なお、今回発表された新 BIS 規制案にもとづき、今後、各国の監督当局において国内規制や検査・監督体制の整備を進めることになるほか、銀行においても新 B I S 規制案に沿ったシステムの整備等を行う必要がある。

(備考)

### バーゼル銀行監督委員会

日、米、英、独、仏、加、伊、スイス、スウェーデン、蘭、白、ルクセンブルグ、スペインの13ヶ国の銀行監督当局と中央銀行からなる委員会。B I S (国際決済銀行、本部バーゼル) が事務局を務めているが、B I S 自体からは独立して意思決定を行っている。現在の議長はスペイン中銀のカルアナ総裁。創設は1975年。

### バーゼル合意 ( B I S 規制 )

国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。国際的な金融システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行の間の競争上の不均衡の軽減を目的として、1988年にバーゼル委員会で取り決められた。一定の方式で計算されたりスクアセット (例えば、現行規制では、企業向けの貸付けは一律100%と評価、国債保有は0%等) の合計と、自己資本の間の比率が、8%以上であることを求めている。